川崎区地域包括ケアシステム推進プロジェクト設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎区地域包括ケアシステム推進本部設置要綱第6条に基づき、「川崎区地域包括ケアシステム推進プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 プロジェクトの所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 地域課題の集約・整理に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムについての啓発に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの調査・研究に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 プロジェクトは、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)所長をもって充てる。
- 3 副委員長は、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第4条 委員長は、プロジェクトを統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 プロジェクトの会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。
- 2 プロジェクトの委員は、会議に出席できない時は、その指名する者を代理で出席させる ことができる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討会)

- 第6条 プロジェクトの会議に、プロジェクトの会議に付議する事項等に関し必要な事項 を意見調整・協議するため検討会を置く。
- 2 検討会は、別表 2 に掲げる部署のうち、プロジェクトの委員長が指名する原則係長級職員をもって充てる。
- 3 検討会は、必要に応じて開催することとする。
- 4 第2項に掲げる者のほか、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 プロジェクト及び検討会の庶務は、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健 所支所)地域ケア推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委 員

川崎区役所担当課長(危機管理担当)

まちづくり推進部総務課長

まちづくり推進部企画課長

まちづくり推進部地域振興課長

まちづくり推進部生涯学習支援課長

まちづくり推進部大師支所長

まちづくり推進部田島支所長

区民サービス部区民課長

区民サービス部保険年金課長

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)児童家庭課長

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長

地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 保護第1課長

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)衛生課長

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)担当課長(保育所等・地域連携)

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)担当課長(学校・地域連携)

道路公園センター担当課長〔協働・利活用推進〕

別表2 (第6条関係)

危機管理担当

まちづくり推進部総務課

まちづくり推進部企画課

まちづくり推進部地域振興課

まちづくり推進部生涯学習支援課

まちづくり推進部大師支所

まちづくり推進部田島支所

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)児童家庭課

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)保護第1課

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)衛生課

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課

地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 地域支援課

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)保育所等・地域連携

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)学校・地域連携

道路公園センター